

中野区教育委員会会議録 平成23年第26回定例会

○開会日 平成23年9月16日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時01分

○閉 会 午前 11時24分

○出席委員(5名)

中野区教育委員会委員長	山 田 正 興
中野区教育委員会委員長職務代理	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した事務局職員(9名)

教育委員会事務局次長	村 木 誠 (欠席)
副参事(子ども教育経営担当)	白 土 純
副参事(学校再編担当)	吉 村 恒 治
副参事(学校教育担当)	宇田川 直 子
指導室長	喜 名 朝 博
副参事(知的資産担当)・中央図書館長	天 野 秀 幸
副参事(学校・地域連携担当)	荒 井 弘 巳
副参事(特別支援教育等連携担当)	伊 藤 政 子
副参事(就学前教育連携担当)	海老沢 憲 一
副参事(子ども教育施設担当)	中 井 豊

○担当書記

子ども教育経営分野	落 合 麻理子
子ども教育経営分野	仲 谷 陽 兵

○会議録署名委員

委員長	山 田 正 興
委 員	飛鳥馬 健 次

○傍聴者数 2人

○議事日程

〔議決案件〕

日程第1 第47号議案 中野区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

日程第2 第48号議案 第16期中野区文化財保護審議会委員の委嘱について

日程第3 第49号議案 中野区立中学校副校長の内申について

〔報告事項〕

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

- ・ 9 / 10 学校公開（谷戸小学校、桃花小学校）について
- ・ 9 / 11 震災遺児のための東日本大震災チャリティーコンサートについて

(2) 事務局報告事項

- ①平成22年度小学校教師用指導書の購入について（学校教育担当）
- ②平成23年度中野区学力にかかわる調査の結果について（指導室長）
- ③学校支援ボランティア制度について（学校・地域連携担当）

中野区 教育委員会
第 2 6 回定例会
(平成 2 3 年 9 月 1 6 日)

午前10時01分開会

山田委員長

皆様、おはようございます。

ただいまから、教育委員会第26回定例会を開会いたします。

本日は、教育委員は全員出席ですが、事務局職員は村木次長が所用により欠席です。

本日の会議録署名委員は、飛鳥馬委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

それでは、日程に入ります。お手元の議事日程にございますように、本日、議決案件の審議が3件予定されていますが、第48号並びに第49号議案は人事に関する案件ですので非公開での審議を予定しています。したがって、先に報告事項、次に議決案件の順に進行させていただきます。

<報告事項>

山田委員長

それでは、報告事項です。

<委員長、委員、教育長報告事項>

山田委員長

まず、委員長、委員、教育長報告です。

9月9日の第25回定例会以降の主な委員の活動についてですが、私のほうから一括して報告するものはございません。各委員から順にご報告がありましたらお願いいたします。

では、私からでございます。

9月11日日曜日、この日は、ご承知のとおり、東日本大震災からちょうど6カ月、アメリカの多発テロから10年という日でございます。私が所属します中野区医師会では、なかのZERO小ホールにおきまして「震災遺児のための東日本大震災チャリティーコンサート」というものを午後から開催いたしました。この題目のとおり、震災で遺児となった方たちのためにチャリティーを行うということの趣旨でございます。当日は、Play for Japanという若手のクラシックの音楽家23人と若手の写真家・宗大雄さんという方、ホールにおいて東日本大震災の写真を展示していただいて、それとともにチャリティーコンサートを開催いたしました。会場には300人を超える区民の方にお集まりいただきまして、このコンサートに来ていただきました。

このコンサートは、最初と最後でございますけれども、震災の写真のスライドでお見せ

しながら、クラシックの音楽が流れました。最後の曲、「見上げてごらん夜の星を」「故郷」というメロディーが流れますと、会場内、何となくしんとした雰囲気が終わったわけでございますけれども、当日の浄財が100万以上集まりましたので、あしなが基金のほうで震災遺児のために使っていただくよう送金する予定でございます。

前もお話ししたと思いますけれども、今回の震災で両親を失った子どもの数が約200名余、片親を失った子どもはもと1,300人を超えるという報告がございます。また、福島原発の事故もありまして、転校を余儀なくされた子どもは2万1,000人に達するというところでございますので、こういった遺児のためのいろいろな支援はこれからも継続してやっていかなければいけないのではないかと考えております。

もう1点でございますけれども、昨日、東京都医師会の学校医の委員会がございまして、その中で1点でございますが、学校における今後の結核対策について国のほうから指針が出まして、少し変更があるという第一報が届いております。

ご承知のとおり、学校における結核検診は、昔はツベルクリン反応でBCGということをやっていたのですが、6年ほど前からそれが変更されて、問診票により、例えば高蔓延国から帰国した方、もしくはBCG未接種の方などを結核対策委員会に挙げてということでの結核対策をやっていたのですが、調査をいたしました結果、現在の方法では、小・中学生約1,000万人に対して6年間で発見された患者数は19名であるということで、この労力に比べて患者さんの拾い上げが足りていないということもあるので、これを踏まえて、問診による結核検診が変更になるということの第一歩でございます。詳細はまだわかっておりませんが、そういった報告がございました。

私からは以上でございます。

では、高木委員、お願いいたします。

高木委員

私は、9月10日土曜日が第2土曜日で、各小・中学校は学校公開をやっておりまして、まず、谷戸小学校を見に行きました。谷戸小学校は、今、校舎の耐震補強の建てかえで約半分の児童がプレハブ校舎で学習をしているのですが、給水から異物が出たということで学校がちょっと大変だということで、それも兼ねて見に行きました。子どもたちは非常に元気に授業をやっていて、保護者の方も多くいらして、どの授業を見ても落ちついて授業が展開されていたのですが、心なしか先生方はお疲れのような気がしました。特に夏休みの宿題の展示があって、見ていて、非常にいい教育をしているなど実感をしたとこ

ろでございます。

5年生の理科の授業でコンピュータ室でコンピュータを使って、「花から実へ」という単元で、カボチャですとか、花の状況、おしべとめしべのところを動画でダウンロードして見せていたのですが、動きがちょっと鈍くて、多分、ノートパソコンでCPUのパイが足りないのかなと。そういうのは事前にやっておけばわかるのではないのかなとちょっと思ったのですが、教室でも使えるようにということでモバイルは取り入れてあるのですけれども、私は余り意味がないかなと。あと、もう単体も安くなっていますので、子どもの数が30人だったのですが、教室のキャパもあると思うのですけれども、単価が安くなってきているので、授業のときには1人1台にできないのかなとちょっと思いました。

その後、桃花小学校に移動しまして、桃花小学校の学校公開も見てきました。桃花小学校は、8月26日の集中豪雨で、体育館と「きこえとことばの教室」の雨水の浸水があったということで、それもちょっと心配で見てきました。現状、体育館の入り口のところが構造上じゃぶじゃぶ池のような感じで、雨が降るとたまるような感じになっていて、これは設計ミスではないかなと。一段低くなっています、確かにあのグレーディングで、ある程度降ったら吸水は無理。地下に体育館をつくる構造上、どうしてもあなるのかなと。私どもの短大のときにも、体育館を建てるときに区の指導で、「体の不自由な方が避難するときに困るので段差をつくらないでください」と言われて、やはり同じような構造にしたのです。短大の場合、体育はそんなにやらないのですけれども、区役所の言うことなので素直に従ってやったのですが、やはりあの構造だとちょっと厳しいのかなと。ただ、下の体育館まで行かなくてよかったなど。

先般、緑野中学校に行ったときにも、やはり地下体育館のところは雨水が入りやすいということなので、今、台風が来ていますので、ゲリラ豪雨とかもふえていますので、各施設は教育委員会として点検して、教育活動に支障がないようにしていただければなと思っています。

桃花小学校も、やはり同じように夏休み明けということで、子どもたちのユニークな学習の成果がたくさんありました。2校時の途中ぐらいに行きましたので、保護者の方も非常に多く、特に1・2年生は8割、9割来ていて、私も教室に入れなくて外から眺めるような形なのですが、どの教室もおおむね順調に授業をやっているところでした。

ちょっと気になったのは、6年生が外国語活動をやっていたのですが、ALTなしで先生が工夫してやっているのですけれども、単語ゲームのような形で、ゲームとしてはおも

しろいのだけれども、これだけだと英語活動としてどうなのかなという気がしました。ただ、英語活動、外国語活動自体が、先生方が大学等でも想定外の科目なので、頑張っているところはあるのですが、ALTがない授業をどういうふうに行っていくのか、充実していくのかというのは、やはり中学校との連携の中でもうちょっと練っていかなくてはいけないなど。この先生がどうかではなくて、区全体として思ったところがございます。

私からは以上です。

山田委員長

では、飛鳥馬委員、お願いいたします。

飛鳥馬委員

特にありません。

山田委員長

では、大島委員、お願いいたします。

大島委員

特にございません。

山田委員長

では、教育長、お願いいたします。

教育長

特にございません。

山田委員長

各委員のご発言に対しましてご質問等ございますでしょうか。

大島委員

今の高木委員のご報告の中にありました、大雨などが降ったときに学校のどこかに水がたまるおそれがあるような構造になっているところとかというのは、教育委員会としてその辺の状況というのは全体的に把握されているのでしょうか。ちょっと伺いたいと思います。

副参事（子ども教育施設担当）

済みません。ちょっとわからない状況です。

大島委員

急に言われてもあれだと思っておりますけれども、高木委員のご心配もありますし、我々も

その辺のじゃぶじゃぶ池のようになつたりということも困ると思いますので、何かの機会に全般的にその辺も調べていただいたらどうかなと思うのですが、いかがでしょうか。

教育長

詳細はこれから調べますけれども、桃花のような状況は私たちも想定していませんで、この間の8月26日のときの雨で被害があったというのは桃花だけだったものですから、基本的には対応できているのかなというふうに思いますが、施設の状況も、老朽化している施設もたくさんありますので、小まめに見回りをさせていただきたいと思います。

山田委員長

たしか東京都では、雨水対策として、1時間当たり50ミリの雨水が入ったときのための対策として神田川治水対策ができて、環七の地下に8メートルのプールではないですけれども、そういうものをつくって対策を練っている。また、妙正寺川沿いについても、今、大体終わったのではないかと思うのですけれども、先日の金曜日の大雨はたしか75ミリぐらいですか。ということで、東京都の想定もちょっと外れているということですが、温暖化とこの気象の状態からいくと、高木委員がおっしゃったように、これからいつ何時でもこういったことが起こり得る。特に桃花小とか緑野小、それから南中野中ですか、新しい体育館をつくっているわけで、そこで浸水したというのは我々も非常にショックだったのですね。なので、今後そういったことについてどのように対策を練っていくかは、子ども施設担当のほうでも十分に検討していただいて善処していただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

そういった点につきましては、施設分野とも一緒に協議をしまして取り組んでまいりたいというふうに考えております。

山田委員長

よろしく願いいたします。

そのほかにご発言ございますか。

高木委員

委員長からご報告があった結核の件ですが、実は、この8月の下旬に私どもの短大で3人、アメリカの州立の短大に1学期間留学で、やはり行く前に、アメリカはそういう伝染・感染症にうるさいですので、はしかと水ぼうそうと、あと何でしたか、3つの予防接種を必ずやって行ったのですが、行った先でさらにツベルクリン反応をさせられたということ

で、この間、スカイプで話をしたら、みんなやらされて、結構うるさいですね。日本はそこら辺若干甘いところもあるので、大学や短期大学でも結核がひそかにはやっているというような話もあって、やはり慎重に対応していく必要があるなど実感したところです。

山田委員長

結核は古くて新しい病気といいますか、いまだに日本は中蔓延国なのですね。どうも日本人は結核菌に対して免疫がつきにくいのもかもしれませんけれども、BCGの予防接種をやっているのは日本ぐらいですね。アメリカはもうやっていませんから。そういうことの背景。あと、感染症の週報を見ましても、中野区は毎週のように必ず結核の報告があるのです。結核というのは恐ろしい病気ですから、それについてどのように対策を練っていくのか。今は国としては0カ月から6カ月の間にBCGを打ちましょうということをやっているのですけれども、この接種率もここへきてちょっと悪いのですね。中野は6カ月以降12カ月まで打てるように区のほうの補助が出ているのですけれども、それにしても結核というものに対してもう少し啓発していかないといけないのかなと思います。

そんな中で、集団で生活する子どもたちについて、その感染症予防というのは、高木委員がおっしゃるように、いろいろな面でこれからも対策をしていかないといけないのかなと思います。今回のことは、費用対効果的に、労力をかけた割にはなかなか拾い上げができていないということもあって、どのようにするのかということだと思います。まだ第一報ですので、詳しいことがわかりましたらまたご報告いたします。

ほかにご意見ございますか。

(発言する者なし)

<事務局報告事項>

山田委員長

それでは、事務局の報告に移ります。

「平成22年度小学校教師用指導書の購入について」の報告をお願いいたします。

教育長

本件につきまして、担当から後ほど詳細にご説明させていただきますが、昨年度の契約事務の中で、大変申しわけなかったのですけれども、手続的に議会の承認を得るという手続を欠いた契約をして指導書の購入をしたということが発覚いたしました。地方自治法にきちんと記載されている事実があるのを認識していないというのは本当にお恥ずかしく、申しわけないなというふうに思っています。必要な手続は今後早急にとらせていただきます

すけれども、今後こうしたことのないように、必要な規則等の見直し、あるいは職員の研修等をきちんとやらせていただきたいと思います。事務局を統括する立場としておわび申し上げます。申しわけありませんでした。

山田委員長

では、改めまして報告をお願いいたします。

副参事（学校教育担当）

お手元の資料に沿ってご報告をさせていただきます。「平成22年度小学校教師用指導書の購入について」でございます。

概要につきましては、こちらに記載させていただいておりますけれども、平成23年度から使用する小学校教師用指導書について、中野区の契約事務規則の別表第1号第3項第5号により、金額に限度を設けずに教育委員会事務局次長に委任する契約として、23年2月3日に物品の購買契約を締結して購入をいたしました。ですが、当該契約につきましては、2,000万を超えておりまして、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の予定価格が2,000万以上の動産の買い入れに該当するということでございました。地方自治法96条第1項第8号に基づき、議会の議決に付さなければならなかったのですけれども、この条例の規定によらず、議会の議決に付さないまま契約をして購入したということでございます。

契約の内容です。予算執行の意思決定をいたしましたのは平成23年2月2日でございます。予定価格が2,385万2,000円です。購入冊数は2,612冊。購入先は指定の業者になっております。東京都第一教科書供給株式会社というところでございます。契約日は翌日の23年2月3日でございます。契約額につきましては2,373万945円でございます。納入の期限が3月31日ということで契約をいたしました。23年4月11日に支出命令を行いまして、支払いのほうを行っております。

今後の対応につきましては、議会の議決に付していない当該指導書購入の手続の瑕疵を治癒させるため、改めて議会の議案を提案するというところで考えております。

私からの報告は以上でございます。

最後になりますけれども、こうした基本的な事務手続の誤りをどう防いでいくかということで、教育委員会事務局だけでなく、今、区長部局も挙げて対応に取り組んでおります。今後も再発防止に取り組んでいくということを考えております。申しわけございませんでした。

山田委員長

どなたかご質問ございますでしょうか。

高木委員

素朴な疑問として、2,000万円というのは物すごく高額だと思うのです。私どもの学校でも、例えば10万円を超えたら理事長の判こがないと買えないとか、そこら辺は教職員も大体認識をしているものなのですね。大きすぎてわからなかったのか、2,000万以上の支出が余らないので気がつかなかったのか、原因というのはどこにあるのですか。

副参事（学校教育担当）

原因の詳細については、現在、丁寧に調査が必要かと思っております。調査を行っているところです。ただ、こちらの契約につきましては、中野区の契約事務規則の中で教育委員会事務局次長に委任されているというところで、次長の決定を経て、次長が契約できるということで事務処理を進めてしまっておりました。次長が決定できるということでしたので、そこに議会の議決が必要だということが落ちてしまい、そのまま手続が進んでしまったということが一つの原因であるというふうには思っております。

山田委員長

ほかにご意見、ご質問ございますか。

大島委員

ちょっと確認的なことなのですけれども、今から手続の瑕疵を治癒させるということなのですが、これは、法令とか条例に照らして、それはどういうふうになれば治癒できるのでしょうか。

副参事（学校教育担当）

こちらにつきましては、既に契約も済み、購入も済み、現在学校で使っているという状況になりますので、手続として、これを治癒させるという方法については法的な定め等は全くございません。ただ、議決を経ないで購入したという状況につきましては、再度ご提案させていただくという方法以外にないということで、今回こういった方法をとらせていただいたところです。

副参事（子ども教育経営担当）

ちょっと補足させていただきますけれども、この購入手続上の瑕疵というのは、「議決を経ない」ということですので、議決を経ることによってその手続上の瑕疵が治癒するというふうに解釈されています。

大島委員

それは、条例とかにもともとそういう手続上の瑕疵についての規定があって、それを適用してということなのか、あるいは、特にどこにも定めがないのだけれども、そういう解釈で、今から議会の承認を得れば瑕疵は治癒したという解釈でいこうということなのか、その辺はどうでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

この件に関しては、他の自治体でも同様の事例がございまして、他の自治体でも議会の議決を改めて経ることによって手続の瑕疵が治癒したというふうに取り扱われているところでございます。

大島委員

ということは、今私が言った、もともと条例にそういう瑕疵についての規定があって、その適用ではなく、後者のほうといたしますか、規定はないのだけれども、そういう解釈でいこうというような理解でよろしいのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

規定はございませんけれども、そういうふうに解することによって手続上の瑕疵が治癒されたというふうに考えているものでございます。

山田委員長

ほかにご質問ございますか。

高木委員

難しい法律論は私はちょっとわからないのですが、手続きが抜けてしまったものは改めて承認いただくしか現状では方法がないので。これは議会でスムーズに承認いただけるかちょっとわかりませんが、教育委員会としては誠意を持ってご説明してご承認いただく。再発防止に関しては、事務局の方からご説明があったように、普通に考えると、書類が回っていく過程の中で、経理とかで、「これ、2,000万円だから議会の議決が要るんじゃないんですか」というのが来そうな気がするのです。それはもちろんそちらのほうに責任を押しつけることではないのですけれども、区長部局のほうと内部統制をしていただいて、今後ないようにぜひしていただければと思います。

教育長

先ほども学校教育担当のほうから説明をいたしましたけれども、本件につきましては、基本的に次長決裁ということで次長に委任をされている。ただ、契約締結の権限を委任さ

れているのであって、議決を免れるということではないのですね。2,000万円以上の契約については、これ以外のものについて、おっしゃるように契約担当を必ず通ることになっていきますので、そこでチェック機能が働くのですけれども、本件についてはその手続がなかったのも——教育委員会の中でチェックしなければいけなかったのですけれども、チェック機能が有効に働かなかったということで、その辺の手続については区長部局と一緒に見直しをしていくということを考えています。やはり要所要所でチェックする仕組みが区の手続にもありますので、そのこのところを有効に働かせるような、やはり自覚を持って仕事をするとか、それぞれの職員が基本的な手続について理解を深めるというようなことは教育委員会の中でもきちんとやっていかなければいけないというふうに思っています。

山田委員長

ほかにご質問ございますか。

副参事（子ども教育経営担当）

本件に係る関係職員の処分についてでございますけれども、別途検討されているところでございます。今後、関係職員の処分との均衡上、教育長の懲戒処分について任命権者である教育委員会の判断が求められるということも考えられますので、その点はあらかじめご承知おきをお願いいたします。

山田委員長

では、後ほど教育委員会のほうにということで付託されると思います。

そもそもこの経過で、どの時点でどのようなことでわかったのかだけでもご報告いただけますか。

副参事（学校教育担当）

こちらにつきましては、判明しましたのは9月1日でございます。ちょうど財務監査を行っている時期でございまして、監査事務局のほうから事実確認を求められまして、手元の資料等を確認する中で、議会の議決を経っていないということが判明したという経過でございます。

大島委員

指導書の購入というのは今までもあったかと思うのですけれども、過去においてもこのような同様のことがあったかどうかということについては何か把握されていますか。

副参事（学校教育担当）

過去についても調査はいたしました。決算額として2,000万を超えたという年度は過去に

ございました。ですけれども、文書の保存年限がもう過ぎておりまして、それを一括で今回のように契約をしたのか、あと、前期とか後期に時期的に分けたものなのかとか、そういった詳細について確認できる文書が残っておりませんので、今回と同じ事案になるかということについては確認ができないというところでございます。

飛鳥馬委員

今後のことも考えてちょっとわからないのは、今回は指導書の教育委員会の件ですが、ほかの部署でこういう2,000万のときの、同じような、議会の議決を経なければいけないという事例はないのかどうか。これが特別なのか。見過ごしてしまっ、ほかにも似たようなことというのはたくさんあるような気がするのですけれども。

もう1点は、例えば都とか国の予算があれば、これはまたちょっと違うのだらうと思うのですけれども、区独自の地方自治法の問題があるので見過ごしてしまったというのは…。国費とか都費を使っていれば、もうちょっと違う方法があるのかどうかわからないのですが。つまり、そういうのがあれば、監査というか、見るときの視点があるのだらうと思うのです。都に出すから、国に出すから、予算を使っているからと。そうではなかったからなのか、その辺のところもちょっとわからないところなのですけれども、今後のことを考えたときに何か工夫があるのかどうか。

副参事（学校教育担当）

1点目のご質問についてなのですけれども、教育長からご説明させていただきましたように、一般的には2,000万を超える契約というのは、契約締結依頼というのを出して、契約の専門部署が契約締結をいたします。そこで2,000万を超えるものというのは調査もありますし、チェックがかかるという仕組みになっております。ただ、今回の教師用指導書につきましては次長の委任という形になっておりまして、契約締結依頼をしていなかったというところで、こういった手続のミスも生じ、チェックも効かなかったというふうに思っております。

他の部署につきましては、ほとんどが契約締結依頼をしておりますので、こういったことは起こりにくいということかと思えます。

それで、2点目の件なのですけれども、こちらについては、やはり基本的な事務でございいますので、特に国の補助金が入っているからとか、区の単独事業だからとか、そういったこととはちょっと別次元の、お金を支出する際のチェックの問題というふうに思っております。

飛鳥馬委員

先ほどの話だと、9月1日の区の内部監査でということですか。内部監査でわかったというのとは。

副参事（学校教育担当）

おっしゃるとおりです。区の内部監査です。

山田委員長

ほかにご質問ございますか。

（発言する者なし）

山田委員長

教育委員会としては、独立した行政組織でありますので、こういったあつてはならない事故の再発予防に向けて、やはり事務局一丸となってこの事故に対応していただければと思います。よろしく願いいたします。

では、報告事項の2点目でございます。

「平成23年度中野区学力にかかわる調査の結果について」の報告をお願いいたします。

指導室長

それでは、今年度の中野区学力にかかわる調査の結果についてまとめましたので、ご報告をいたします。これからご報告申し上げますのは、中野区全体の傾向ということでございます。それぞれテスト、調査を受けた個人につきましては、夏休み、または夏休み前に個人面談等々をして保護者、ご本人に結果をお戻ししているところでございます。

対象学年及び教科につきましては、資料のとおりでございます。ここで内容でございますけれども、前学年までの内容となっておりますので、中学校1年生については英語が入っておりません。

それでは、各教科について概要をご説明いたします。

おめぐりいただきまして、国語でございます。下の段の「参考」のところには経年の比較がございます。また、中段のところにはそれぞれ分析をしておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。まず、大きく見ていただきまして、網かけの部分、ここが目標値に達したお子さんが70%以上いるということで、区として目指しているところでございます。

ご覧いただきますと、「話す・聞く」、それから「書く」ということについては、小学生、中学生について特に大きな課題はございませんでした。小学校5年生の「話す・聞く」

のところで一部達成していないところがございますが、これは昨年度も同様でありまして、少し問題が難しい、この部分のみ難しい傾向があるということがわかっております。「読む力」というところでは、小学校6年生から中学校のところで、昨年度よりは上がっているところもありますが、少し課題がございます。これについては、文章を読むということについての二極化傾向というところが見えてまいります。問題文を読むこと自体が苦痛になってしまっているお子さんもいるということがございます。

続いて、「言語についての知識・理解・技能」というところでは、特に漢字の書き取り等について課題が明確になってまいりました。従来の書き取りは、いわゆる覚えた漢字を再生するというだけでございましたけれども、問題の傾向が変わってまいりまして、文章の中で正しく使うとか、文章の中で正しく使っているかどうかを見極めて直していくとかというようなところで、結局、漢字を覚えているというよりも、使い方を十分に理解しているかというあたりに課題があるということが見えてまいりました。

続いて、社会科でございます。社会科については、ご覧いただきますと、小学校6年生のところは達成率が高いということで、5年生までの内容については理解ができているところですが、中学校1年生からの内容、小学校6年生からの社会科については課題がございます。全体的には昨年度よりは上がっております。歴史だとか公民、地理について知識を再生する形ではできてはいるのですけれども、本来の社会科のねらいである資料を読み込んでそこから考察するというような問題については十分達成していないという状況がございます。

続きまして、おめくりいただきまして、算数・数学でございます。これにつきましては、小学校2年生から中学校1年生まで、いわゆる小学校までの内容については成果が上がっているということが見えてまいります。この要因といたしましては、小学校で行っております算数の習熟度別の少人数指導等の効果が出ているものというふうに考えております。中学校に行きまして、それぞれお子さんによってということも大きく出てまいりますけれども、課題が出てまいりました。また、小学校4年生の「数学的な見方や考え方」の落ち込みは今までの傾向としてございました。いわゆる9歳の壁というか、論理的思考になっていくところの難しさ、つまずきというところが見えてまいります。

続きまして、理科でございます。理科についても社会科と同じような傾向がございます。小学校5年生までの内容についてはおおむね良好でございますけれども、小学校6年の内容から中学校に行くと、やはり課題が出てまいります。これも昨年度より上がっている部

分もありますけれども、特に考察をする力というのでしょうか、知識だけではなくて、実験結果からどういうふうを考えるかというあたり、本来の科学的な思考の部分が弱いというところが見えてまいりました。また、今回特徴的でございましたのは、顕微鏡の使い方の問題が6年生で出ておりますけれども、この正答率が低かったという状況がございます。実験観察は十分にしているところですが、道具の使い方ということでまだまだ十分な指導ができていないという結果が見えてまいります。

最後に、英語でございます。英語は、先ほど申し上げましたように、2年生、3年生のみの内容の調査ということになります。英語の「理解」の部分につきましてはおおむね良好でございますが、「表現の能力」については課題が出てまいりました。これは、今の英語の授業のあり方が、授業の中でグループの中で話をしたりということが重視されている中で、特に英作文というのでしょうか、そういう書くという部分がまだまだ十分でないというところの結果がこのような形であらわれているということになっております。

このような傾向で学校にもお戻しをしております。また、学校は、それぞれ学校独自の分析をして授業改善プラン等に反映しているところがございますけれども、結果についてのご報告は以上でございます。

山田委員長

ご質問がありましたらお願いいたします。

高木委員

英語の観点のところですが、「言語文化理解」というのは具体的にどういう設問で測定していくのかわかりにくいので、説明いただけますでしょうか。

指導室長

ご説明がございませんで大変失礼いたしました。

ここは英語を通して国際理解の観点を養っていこうというもので、英語独特の表現ですか、あいさつだとか、そういう本来の表現にかかわるものではありませんけれども、文化としての言語を理解するという視点でございます。国語で言いますと、いわゆる国語の文化的な要素、特に古典だとかそういうものが重視されるようになりましたが、その観点での英語ということになります。

高木委員

具体的には、それはどんな感じの設問になるのか、ちょっとイメージがわかりませんが。済みません。

指導室長

英語独特の言い回しの部分というのでしょうか。ちょっと問題の例を申し上げられませんが、あいさつの仕方だとか、日本とは違う言い回しの部分というのでしょうか、そういうところを理解する。そこを通して国際理解、言語理解をしていくという部分です。ただ、当然この部分は理解にも含まれるので、どこで仕切るかというところは微妙なところでありますけれども、大きなくくりとしてはそういうことでございます。

山田委員長

ほかにご質問ございますか。

(発言する者なし)

山田委員長

私のほうからです。

理科なのですが、先日、私たちも中学校の教科書採択をしましたので、中学校の理科の教科書をかなり読み込んだのですけれども、採択の大きな基準の中で、実験とか観察とか、そういったところに重きを置いた教科書ということで選んだように記憶しております。いかがなのでしょう。この点数といいますか、学校の理科の授業を見ていると、実験などは最後の考察まで至らないで授業が終わってしまっている。一番大切な、結果は結果としてその後どのように考えていくかというところが薄くなってしまっていてこういう結果を招いている。でも、今度は時数がふえてくるわけですから、その辺の対策はどのようなされるのかをお聞かせいただければと思います。

指導室長

今、委員長からお話のとおりでございます。どうしても観察・実験をすればいいということが終わっているようなところがあります。それには、今お話をいただいたように、実験・観察に時間がかかるので、そこで終わってしまう。実験結果が出たところで終わってしまって、そこからそれをどう考えるのか、それをどう分析するのかというあたりが、本来その後すぐに行われればいいのですけれども、時間を置いてしまったりというところなかなか定着できていないというところがあります。来年度から理科の時数もふえますので、そういう意味では、例えば2時間続きの理科の中でじっくり時間をかけてできるということも考えられると思っています。

山田委員長

ほかにご質問。

高木委員

算数・数学のところでございますが、指導室長の説明がありましたように、私どもが見ても、小学校の少人数は非常にうまくいっているのかなど。特に中・高学年から習熟度別を入れていって、進度が早いところも、普通のところも、子どもたちがしっかりついてきて非常に機能しているなど。実感とこの数字データは合っているところで、何で中学校へ行くとだめなのか。見ていてそんなに違いはない。確かに、中学校に行くと進度がゆっくりのクラスを見ると、ちょっとやる気のない子がいるなどというのは散見されるのですが、習熟度別で効果が上がらないとすると、変な話、打つ手がないような気がするのですが、それはどうなのですか。

指導室長

中学校の習熟度別はやり方がかなり難しいというふうに言われています。結局、内容自体が高度になってくるので、それを三つのコースに分けたとしても、目指すところは基本的に同じなので、時間も同じ時間でやっていかなければいけないという中で、いかに教材を工夫するか、それから、指導のあり方を工夫するかということが重要になってくるのだと思います。

もう1点難しいのは、実は中学校に入ってからの内容が、実は先ほど申し上げた小学校の3年生、4年生でのつまずきがそのままここにつながっているということもあるので、小学校はそこそこ成績はいいのですけれども、実は一人一人のお子さんが確実にちゃんと理解できているかというところを見逃していないかなどということも中学校への課題としてございます。

山田委員長

ほかにご質問ございますか。

大島委員

質問ではなく感想ということなのですが、一つは、中野区としてこういう調査を毎年するというは大変意義があつていいことだだと思います。このように達成度などの数字も出ますので、どこが低いとか、そういう現状把握がちゃんとできますし、今、これを各生徒に戻しているというお話がありましたけれども、学校の先生たちも当然こういうものをご覧になっていると思いますし、各学年、各教科でこういうところが非常に低いとかということ先生方にも把握していただいて、それで今後の授業の改善などにぜひ役立てていただきたいなというふうに思っています。

今の指導室長のお話で、数学を中学で習熟度別の授業をやっても、時間が同じで、到達を目指すところも一緒だというと、確かにそれは難しいと思います。教材の工夫とか言いましても、小学校1年みたいにゲーム的なものを取り入れるとか、興味を引くようにおもしろくとか、中学の数学になるとそういう余地も余りない。数学的思考にどれだけなじむかということになってくるので、なかなか。同じ時間ではなく、本当は習熟度が低い生徒に対しては2倍とか3倍とか時間をかけてわかるところまでやるといいだろうなどは思いつつ、実際の学校運営の中でそういうこともなかなか難しいと思うので、悩ましいところではあるのですけれども、この結果をぜひ今後の授業等にも役立てていただければというふうに思いました。

指導室長

算数・数学に限らず、ご指摘のとおりでございまして、各学校、特に夏休み、夏季休業中を含めて、補習という形でいろいろなことをしながら子どもたちの学力向上をねらっているところでございます。ただ、中学校は放課後が使えない。部活動等もあるので、そのあたりはなかなか厳しい中ではございますけれども、いろいろな場面で補習をしているところでございます。

山田委員長

ほかにご質問ございますか。

飛鳥馬委員

この学力テストを区でやって6回目ぐらいになるのでしょうか。かなりやっていると思うのですが、それを調べて、今、大島委員が言われたように、どのように活用するか、あるいは効果がどうだったか、それを検証していくということが非常に大事なのだと思うのです。1点、こういうことはおやりになっているのかなと思うのですが、例えば、児童・生徒一人一人にとって、今までの自分の過去の2年、3年、4年、5年、6年までの学力がどう変わってきたか。中学校で言うと、1年、2年、3年がどう変わってきたか。最後にならないと、5年間なり3年間なり出てきませんけれども、そういう資料というのは子どもに伝わるのでしょうか。どうなのでしょう。

指導室長

これは、平成22年度、昨年度から受託業者が変わりましたので、それまでとは違いますが、昨年度のデータと今年度というのは比較ができるようになっています。ただ、小学校から中学校にはデータの関係で持っていくことはできませんが、小学校の中ではそれがで

きています。

飛鳥馬委員

わかりました。

山田委員長

よろしいでしょうか。

では、次の報告事項に移ります。

「学校支援ボランティア制度について」の報告をお願いいたします。

副参事（学校・地域連携担当）

学校支援ボランティア制度につきましてご報告を申し上げます。

昨年度来、この制度の立ち上げに向けましてさまざまご議論いただいております。途中経過の報告等もさせていただきながら、地域でのご議論をいただいたり、学校等との調整を重ねてまいりまして、具体的な内容が固まりましたので、ご報告を申し上げたいと思っております。

目的につきましては、ご議論いただいた中で、子どもたちのための制度である、学校の応援団という形での制度づくりを目指すということで、地域・学校が一体となって地域ぐるみで子どもたちの生きる力をはぐくむというようなことを目的とさせていただいております。また、ボランティアの考え方、コーディネーターの配置等につきましては、簡略化させていただいておりますけれども、今までの考え方をそのまま継承しているところでございます。

また、4番目といたしまして、「ボランティアの責務」ということで、ボランティアに活動を行いながら守っていただくということをこちらのほうに列挙させていただいております。学校長、もしくは教員等の指示に従ってボランティア活動を行っていただくこと、また、政治的、宗教的、営利などを目的とした活動は行わないことなど等、こちらのほうに守る事項を列挙させていただいております。

また、ボランティアの登録についてでございます。こちらにつきましては、登録要件を18歳以上の者ということで、学校の教育活動、教育環境の向上等に寄与する知識・技能、また意欲がある者ということでこちらの登録要件とさせていただいております。基本的に学校の応援をするための制度ということで、登録についてはなるべく学校のほうに手間をかけさせないということで、教育委員会事務局、私どもの担当のほうで登録の申し込み等を受けるといった形を考えてございます。

2 ページ目にまいりまして、一番上の部分でございます。今、実際に学校のほうでボランティア活動を既に行っている方につきましては、学校のほうへの申し込みも可能とするというようなことでも考えているところでございます。また、こちらにつきまして、登録に当たっては必要に応じまして担当の私どものほうで面接を行いたいというふうにも考えているところでございます。

登録項目につきましては、ご覧のとおりでございますけれども、実際に登録された方がどういった活動ができるか、私はこういった活動ができますよというような内容につきましては、最後のほうにあります活動内容のほうにご記載いただいて、そういったところで実際に登録の中身についてさまざまご活用いただければなというふうにも考えているところでございます。

登録の期間につきましては基本的に3年とさせていただきます、途中でその更新の意思確認等も行っていくというようなことを考えているところでございます。

また、この登録情報につきましては、データ化をいたしまして、紙ベースでのファイリングも調整させていただくという形で、両面でデータのほうを作成させていただきたいというふうに思っております。これにつきましては、学校、コーディネーターになります次世代育成委員、教育委員会、三者でもってこの登録情報のほうの共有をしていきたいというふうに思っているところでございます。

ボランティアの募集につきましてでございます。基本的に、ホームページ、「教育だより」等、そういった既存の媒体を使つての募集をさせていただくとともに、ご議論いただいた中にもありましたとおり、生涯学習大学のほうの在校生・卒業生についても所管する分野を通してご依頼をして、ぜひ登録のほうをしていただけないかなというふうにも考えてございます。また、大学等につきましても、ここに列挙させていただいております関連性、今持っております大学を含めまして、逐次、他の大学等につきましてもご依頼申し上げて、ボランティアの募集のほうをしてまいりたいというふうに思っております。また、これ以外にも、NPOや企業につきましても協力依頼をさせていただく予定でございます。

3 ページのほうにまいります。ボランティア保険でございます。こちらにつきましては、学校長の求めに応じて基本的に学校でボランティアをされる方につきましてすべてをカバーする保険ということで考えてございまして、登録の有無を問わないというようなことで対象として考えているところでございます。基本的に補償内容は以下のような内容を予定しているところでございます。

もう一つ、活動に伴う経費。基本的に活動自体には無償ということでございますけれども、ここに書いてあるような校外活動、準備活動等を行った場合については、相当額という形ではございますけれども、一定の補償費のほうを支出するというような形の制度というふうに制度を設計しているところでございます。

また、学校支援会議につきましては、学校長とPTA、次世代育成委員が主となって構成していただく会議でございますけれども、基本的に、中学校区ごとに年1、2回程度ということで、(2)にございますとおり、地区懇談会という、こちらの構成員の方々が入っていらっしゃる地域での会議等が既にごございますので、こういった会議を活用しながら、ご負担がかからないような形での開催を進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

第2期次世代育成委員、コーディネーターになります委員の改選のほうは、こちらにあるような状況で、8月いっぱいかけて推薦委員会を開催して、ご覧のような形で31名の方の推薦をいただいております、今後委嘱をするというような予定になってございます。

スケジュールでございますが、9月21日、今申し上げました委嘱式を行いまして、この時点からこのボランティア制度はこの内容に従いまして要綱等を作成して実施をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

ご報告のほうは以上でございます。

山田委員長

ご質問がありましたらお願いいたします。

大島委員

経費の支出のところなのですけれども、報償費の支出ということがあるのですが、例えばどこかについていったりしたというようなときに、交通費の実費を出すというようなことは考えていらっしゃるのでしょうか。そういうことはできるのでしょうか。

副参事（学校・地域連携担当）

当初お話しさせていただいたときには、実費相当という「実費」という形でご説明させていただいております。その後、制度の具体的な内容をさまざま詰めていく段階におきまして、やはり実費支出というのは非常に難しいというような会計上の問題もございまして、そういったところから、相当額をお出しするというような形に切りかえてございます。

大島委員

ということは、仮にボランティアの人が交通費とか実費に500円以上かかったとしても、

報償費500円は予定でまだはっきり決まっていらないのでしょうかけれども、例えば500円の報償費と決まったとすると、それを超える分については自己負担というふうに理解していいのでしょうか。

副参事（学校・地域連携担当）

大変申しわけないのですけれども、今のところは予定ということになってございますが、こういった金額で支出してまいりたいと、当初のスタートの時点は考えてございます。今後、これにつきましては実際の運用状況等を見ながら考えていきたいと思っておりますけれども、スタートの時点では、今委員がおっしゃったみたいな形の、一定額を超えた場合には今までは多分自己負担という形になってございましたけれども、そういった形で当初のスタートは切らせていただきたいというふうに思っております。

高木委員

今の当然必要になる経費が報償費の想定額を超えるというケースなのですが、その場合、例えば学校独自の予算ですとか、PTAの予算とかで支出するということは区としてはオーケーなのですか、だめなのですか。

副参事（学校・地域連携担当）

多分、事例的に一番多いのがPTAだというふうにさまざまな学校を回って聞いております。そういった段階で、今いただいている情報では超えることはなかなかないかなとは思っておりますけれども、今まではPTAのほうでお支払いいただいているという部分がございますので、そういったことは可能だというふうに考えてございます。

山田委員長

ほかにご質問ございますか。

大島委員

ボランティア保険なのですけれども、この保険料というのはだれが……。例えば区が負担するのでしょうか。

副参事（学校・地域連携担当）

そのとおりでございまして、教育委員会のほうで負担させていただきます。

山田委員長

今のボランティア保険のところに「登録の有無を問わない」というふうに記載がございまして、登録のところでも「登録を希望する者については」という記載があるので、ボランティアはするけれども登録はしないという方がいらして、そういう方たちがボランティ

アとして活動するというときに、登録の有無を問わないということになると、その方が事故に遭ったとき、どこのだれだれが事故に遭ったということがわかるようにするにはどのようなにするのでしょうか。

副参事（学校・地域連携担当）

基本的にボランティア活動そのものに対して保険がかかるという形になります。今おっしゃったみたいな形で、どなたがおけがをなされたかということにつきましては、学校長のほうでご依頼をしてボランティアとして活動していただいているわけですので、学校長のほうで、いついつ、この学校の中で、もしくはその活動の中でおけがをなされた、もしくはそれに類することがあったということの証明をしていただくということで、保険のほうがおりるというふうな形で考えてございます。

山田委員長

わかりました。ほかに。

高木委員

コーディネーターの配置が中学校の通学区域ごとということですが、来年の3月末で中央中と九中が廃止になって中野中学で統合ということになるので、せっかく今委嘱して、実際半年ぐらいで、その後どういうふうになるのでしょうか。

副参事（学校・地域連携担当）

二つの校区が一つになるということで、今、次世代育成委員が二人ずつそれぞれの校区にいらっしゃるという形になろうかと思えますけれども、基本的には、一つの校区になった段階で、そのところを今から一緒にどうやってやっていくかということも検討していかなければいけないのですが、今のところは一つの校区で四名の方たちの次世代育成委員の配置といった形で考えてございます。

高木委員

通学区域ごとということなのですが、本日の議案で、通学区域の一部改正ということで部分的に十中のほうに行ってしまうのですが、そのあたりは柔軟な対応をしていただけるのですか。

副参事（学校・地域連携担当）

次世代育成委員の実際の推薦の場面と申しますか、考え方の中では、やはり地域の中でもある程度地域バランスを考えて次世代育成委員の推薦をいただいているところでございます。確かにこの再編に伴います通学区域の変更といったところで、実際の地域の方自体

の頭の中の切りかえをどうしていったらいいのかというようなこともご質問いただいております。實際上、通学区域の変更が起こった段階で、何年かたつと現在の通学区域というのは固定されてまいりますけれども、その中で地域の方もそれに合わせていくしかないのかなというふうなお話をいただいているところです。次世代育成委員につきましては、基本的に3年間という形になってございますので、その中で基本的には今言ったような形の校区の中でのご活動という形なのですけれども、どういう形で隣の校区の方との調整を図っていくか、もしくは連携を図っていくかということについても、今後、お話し合いを進めながら、円滑に進めさせていただけるように調整をしてまいりたいというふうに思っております。

山田委員長

長年にわたって検討してきた支援ボランティアですけれども、もともとは学校を支援するということで、各学校が独自でボランティアを募っていた状況もあります。それは続けていただきながら、教育委員会として登録制にしてオフィシャルにしていくということで、学校の支援体制を一層しっかりしようということですが、高木委員が危惧されているように、次世代育成委員の皆さん方のご意見を十分反映しながら有機的に動いていければいいかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかにご意見ございますか。

(発言する者なし)

山田委員長

そのほかにも報告事項はございますか。

副参事（子ども教育経営担当）

報告事項ではございませんが、先ほどの小学校の教師用指導書の購入につきまして、大島委員のほうから、議会の議決によって手続上の瑕疵が治癒するのかどうかというご質問がありましたので、補足をさせていただきます。

これにつきましては、最高裁判例はございませんけれども、地裁レベルで判例がございます。また、最近ですと、昭和53年10月27日の大阪高裁判決がございまして、この場合には一審判決後に議会の特別決議をしたわけですが、一審判決後、議会が追認の特別決議をしたことにより治癒したという判例がございます。

以上です。

山田委員長

よろしいですね。ありがとうございました。

<議決案件>

山田委員長

それでは、次に議決案件の審査を行います。

<日程第1>

山田委員長

日程第1、第47号議案「中野区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

副参事（学校再編担当）

それでは、47号議案「中野区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

提案理由でございますけれども、中野区立小中学校再編計画に基づく中学校の再編に伴いまして、通学区域を定める必要があるというものでございます。

それでは、2枚目の資料、新旧対照表の裏面でございます別表をご覧いただきたいと思っております。左が改正案、右側が現行となっております。改正案でございますが、現行の「第九中学校」及び「中央中学校」の項を削りまして、新たに下段に「中野中学校」の項を加えるものでございます。その通学区域は、現行、第九中学校の通学区域のうち、1段目にございます「中央三丁目3番から21番まで、27番から51番まで」及び4段目にございます「中野一丁目9番から25番まで、28番から63番まで」を除いた区域と、現行の中央中学校の全通学区域を合わせたものでございます。

また、改正案の第十中学校の項中、今まで申し上げました現行、第九中学校の通学区域の一部を加えまして、7段目でございますけれども、中央三丁目については全域及び中野一丁目の記載の街区符号に改めるものでございます。

なお、附則につきましては、この規則については平成24年4月1日から施行するものでございます。

議案についての説明は以上でございます。

山田委員長

ただいま上程中の議案につきまして質疑がありましたらお願いいたします。

大島委員

この町名とかを記した地図というのはないのでしょうか。地図がないとなかなかイメージしにくいのですが。

副参事（学校再編担当）

先般の協議におきまして両校の地図、そして今回変更になる第十中学校の校区の部分について地図を載せてご議論、協議いただいたというふうに認識してございます。

大島委員

先般の協議のときに確かに地図を示していただいて、要するに九中の通学区域の中で十中に近いほうについては今度十中の通学区域というふうに編入するというようなことだったと思うのですが、大変申しわけないのですけれども、少し時間がたつと記憶もちょっと薄れたりします。基本的には十中に近いところは十中に編入したというような理解でよろしいでしょうか。

副参事（学校再編担当）

委員おっしゃるとおりでございまして、具体的には、先ほど申し上げた、一部九中の通学区域が十中校区に近いということございまして、具体的にはもみじ山通りの東側の部分についてより近い第十中学に通学区域を変更させていただくというものでございます。

山田委員長

ほかにご質問ございますか。

（発言する者なし）

山田委員長

今回のこの学区域、中央中と第九中学校の校区ですけれども、他の中学校の校区に比べて少し広がっているのかどうか。今、大島委員からご質問があったように、それを踏まえた上でもみじ山のところを第十中学校の校区にしたということで、私たちの考え方は多少反映されていると思うのですけれども、校区全体の考え方としてはいかがでしょうか。

副参事（学校再編担当）

まず、委員長おっしゃられたとおり、今回の統合に伴ってかなり広域にわたる通学区域というふうな設定になる予定でございます。また、地域の町会で言いますと、区民活動センター管内で申し上げますと6地域ほどという形で広がっているというところがございます。小学校で言っても6小学校程度の学校から通学されるというような現状でございます。

山田委員長

今後、学校の再編についてまた議論するときがあると思うのですけれども、校長先生と

の対話などをしておりますと、学区域については非常に思い入れが強い校区もありますので、中学校区を一つの柱として小学校区のことも考えていくということで、またそこで議論しなければいけないこともあるかと思えます。今回は中野中学校の新しい立ち上げについての校区ということでございますので、その点はその点でよろしいかと思っております。

ほかに質疑ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

山田委員長

なければ質疑を終了いたします。

それでは、挙手の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第47号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

山田委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

<日程第2>

山田委員長

次に、日程第2、第48号議案「第16期中野区文化財保護審議会委員の委嘱について」を上程いたします。

山田委員長

ここでお諮りをいたします。

本件は人事案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項のただし書きの規定により、非公開とさせていただきたいと思いますが、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

山田委員長

全員賛成ですので、ただいまより会議を非公開といたします。

申しわけございません。傍聴者の皆様方は退席をお願いしたいと思います。

(傍聴者退席)

(以下、非公開)

山田委員長

以上で本日の日程を終了いたしました。

学校再編担当、どうぞ。

副参事（学校再編担当）

先ほどの47号議案のご審査の際に答弁させていただいた内容について一部訂正をさせていただきますと思います。

委員長からのお尋ねの中で、統合に伴う地域についてどのような大きさになるのかという中で、私の答弁の中で「区民活動センターの管内6カ所」というふうに答弁させていただいたのですが、「5カ所」ということで訂正させていただきますと思います。よろしくお願いたします。

山田委員長

はい、承知いたしました。

ほかにごございますか。よろしいですか。

これをもちまして、教育委員会第26回定例会を閉じます。お疲れさまでした。ありがとうございました。

午前11時24分閉会